様式第 41（第41条の４関係）（平11通産令132・旧様式第60繰上、平16経産令69・平17経産令30・平20経産令69・一部改正）

表　　面

第　　号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第27条（第39条及び第39条の11において準用する場合を含む。）の規定による立入検査証

写真

押出スタンプ

職名
氏名

年　月　日生
年　月　日発行
年　月　日限り有効

特許庁長官　㊞

裏　　面

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律抜すい

第27条　特許庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、登録情報処理機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、登録情報処理機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問をさせることができる。

２　前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第39条　第18条、第19条の２、第21条から第32条まで、第34条（第５号を除く。）及び第35条の規定は、登録調査機関に準用する。（以下省略）

第39条の11　第18条（第１号を除く。）、第19条の２、第21条、第27条、第29条、第31条、第32条及び第35条の規定は、特定登録調査機関について準用する。（以下省略）

第45条　次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした登録情報処理機関、登録調査機関又は特定登録調査機関の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。

二　第27条第１項（第39条又は第39条の11において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。